

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

附則第3項から第10項までを削り、附則第11項を附則第3項とし、附則第12項から第14項までを8項ずつ繰り上げる。

別表第2外部接続工事の項中「8, 600」を「8, 750」に改め、同表内部工事の項中「8, 150」を「8, 350」に改め、同表水洗便所築造のための増設工事の項中「3, 100」を「3, 250」に改め、同表その他工事の項中「3, 950」を「4, 100」に改める。

様式第1（表面）及び様式第2中「㊟」を削る。

様式第6を次のように改める。

様式第6

指定給水装置工事事業者団体承認申請書

(あて名)京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

申請者 団 体 名

住 所

代表者氏名

京都市指定給水装置工事事業者規程第11条の規定による指定給水装置工事事業者団体の承認を受けたいので、同規程第12条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

フリガナ 役 員 の 氏 名	フリガナ 役 員 の 氏 名
団体員たる指定工事業者の氏名又は名称	別紙のとおり (団体員数)

様式第9及び様式第10中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

様式第11を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市指定給水装置工事事業者規程の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後に京都市水道事業条例第5条第1項の規定による承認を受けた給水装置工事について適用し、同日前に承認を受けたものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局水道部水道管路課)